

法人設立に必要な届け出書類について

法人設立時の必要な届け出書類は、その種類によって提出先がかわってきますので注意してください。

対象	届出の名称	届け出先	提出期限
法人	法人設立届出書	最寄の税務署 (富田林税務署)	設立日から2ヵ月以内(定款、登記簿謄本の写しが必要)
	事業開始等申告書 (法人設立・設置届出書)	都道府県税事務所 (南河内府税事務所)	開業後にできるだけ早く申請します。
	棚卸資産の 評価方法の届出書	最寄の税務署 (富田林税務署)	決算申告の提出期限まで
	減価償却資産の償却方法 の届出書		
	給与支払事務所等の 開設届出書		事務所等を開設した日から1ヵ月以内
	源泉所得税の納期の特例 の承認に関する申請書 兼納期の特例適用者に係 る納期限の特例に関する 届出書		随時 (常時雇用する人数が 10人未満の法人に限る)
青色申告を希望 する場合	所得税の青色申告承認申 請書	設立3ヵ月を経過した日 と最初の事業年度終了日 のうち、 いずれか早い日の前日	